

平成25年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月18日 午前10時00分		
	延 会	3月18日 午後2時44分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	與那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成25年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成25年3月18日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 さきに通告いたしました3月例議会に当たり、一般質問をします。

まず1点目に、強化ハウスについて。なぜ村内の建設業界に発注をしないで、村外の業者に発注するか、お伺いします。

2点目に、今帰仁村景観計画についてをお尋ねします。これは、僕がもらった議案書の食い違いが出ているものですから、質問は建設課長、よく聞いてからやってくださいね。①③を④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟以上についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺好和議員のご質問にお答えいたします。

強化ハウスについて、ご指摘の強化ハウスは渡喜仁地区、仲尾次地区におきまして、今帰仁村土地改良区が事業主体で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の被害防止施設のことであると理解しております。

さて、同施設の実施計画は、地区の組合員から選ばれた役員を中心に、先進地研修等を踏まえて実行され、工事発注にあたっては、指名業者選定について地区組合員の同意を得た上で、今帰仁村土地改良区の理事会で決定され、指名競争入札にかけられました。従いまして、ご質問の発注につきましては、受益者である組合員の合意形成が図られていると考えております。

次に、今帰仁村景観計画についてお答えいたします。

1ページ、景観法の制定など計画策定の背景や、今帰仁らしい景観を保存、継承、発展させていくこと、また地域振興にも寄与する景観づくりを進めることなど計画の目的などが記載されております。

3ページ、今帰仁村の位置、隣接市町、島の形態の他、人口及び産業など村の概要などが記載されております。

4ページ、村の歴史が記載されております。

5ページ、「自然や地形が織りなす景観」「歴史や文化が醸し出す景観」「生活や営みが紡ぎ出す景観」「公共施設がつくり出す景観」の4つの要素に分類し、今帰仁村の景観の特性を記載しております。

6ページ、乙羽岳や今帰仁城跡の高台の眺望点や、運天港や羽地内海の低地の眺望点、古宇利大橋、深い緑に囲まれた羽地内海を望むことができる良好な眺望点のワルミ大橋など地形景観、眺望景観を記載しております。

7ページ、今帰仁城跡や古宇利島からの眺望、古宇利大橋、ワルミ海峡、羽地内海の写真を掲載しております。

8ページ、乙羽岳を山頂とする山並みの景観や、今泊、運天港のコバテイシや与那嶺のフプアカギなど緑の景観を記載しております。

9ページ、干瀬やイノーが広がる海岸景観を記載しております。

16ページ、歴史、文化的景観要素を分布図で示しております。

19ページ、仲宗根、兼次、渡喜仁、運天、玉城などの集落景観の写真を掲載しております。

22ページ、ウンジャミなどの祭祀行事や祭りの景観である今泊の棒術、各字の豊年祭などを記載しております。

23ページ、中心市街地や農用地、集落、公民館、農村公園など生活、営みの景観要素を分布図に示しております。

24ページ、橋梁景観である古宇利大橋やワルミ大橋、国道505号や県道115号線などの道路景観、公共施設がつくりだす景観を記載しております。

25ページ、交流拠点の景観として、今帰仁村歴史文化センター、グスク交流センターの他、運天港の旅客ターミナル、中央公民館など記載しております。

26ページ、公共施設や学校、病院・診療所、交流拠点など公共施設の景観要素を分布図に示しております。

27ページ、良好な自然景観の保全や自然景観の特性に応じた景観形成と主な課題として自然海岸の保全、自然や地形がつくる景観や歴史、文化的景観に関する課題などを記載しております。

30ページ、基本姿勢や基本方針など景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を示しております。

31ページ、基本方針に対する配慮する事項を基本方針に示しております。

32ページ、村域をその景観特性別にゾーニングを記載しております。

34ページ、海岸地域の海岸を地域住民の生活空間としてとらえ、その落ち着きのある景観を保全すること、景観形成のための配慮事項などを示しております。

35ページ、矩港地区の自然的、歴史的景観を保全することや景観形成のための配慮事項などを示しております。

36ページ、村民の浜地域における景観形成のための配慮事項などを示しております。

37ページ、ワルミ海峡地域は自然景観の保全を基本に景観形成のための配慮事項などを示しております。

38ページ、農業地域の地形を活かした農業景観を保全、農地の利用促進、美しい農地景観を育んでいくことなど景観形成のための配慮事項を示しております。

39ページ、伝統的集落地域の歴史・文化的要素を保全し、集落景観を後世へ引き継ぐことや景観形成のための配慮事項などを示しております。

40ページ、集落地域は周辺との調和に努め、緑豊かで静かな集落景観の形成に努めることなど、景観形成のための配慮事項などを示しております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 まず1点目の強化ハウスの件について、これは組合がやるから組合が指定する。しかし、実施は土地改良組合ですけど、金は村から出ているわけですよ、この答弁書から見てたらずね。しかし、地元の業者がハウスに入っていない、ということは直接ハウス会社が入っているわけですよ、いいかということは、これはわからないですけど。しかし、地元は税金が無い無いする割には那覇の

業者とか、中部の業者にさせるというのはちょっと腑に落ちないわけです。今帰仁の業者にさせれば、これだけ仕事やった分、今帰仁に税金が落ちるわけですよ、そうじゃないですか、考えてみたら。このプロジェクトは今帰仁村土地改良区事業主体の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、交付金というのは村を通して県から下りるわけでしょ、この交付金は。ということは地元業者ですれば地元の業者が潤い合って、税金も今帰仁村に落ちる、そうすれば今帰仁村の税もちょっとは良くなるんじゃないですか、税金面でも。そういうことを伺いたいわけですよ。なぜ地元の業者にさせないで、組合がそういうかなあと、そういう面は村もちょっとは口出ししてもいいんじゃないですか。向こうに任せっきりじゃなくてですね、地元の業者になるべくさせなさいと、これは僕は言えると思いますよ、経済課長これどう思われますか、言えるんじゃないですかこれは。地元の建設業者にさせれば税金も今帰仁村に落ちるんだから、地元の業者になるべくさせるように、これは指導できるんじゃないですか、それを伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの強化ハウスについての、村内業者に発注したらどうかということでございますが、先ほど申し上げましたように、これは組織的に全く別の組織、もちろん関連はしますけど、その中で各地区の土地改良の理事がいてですね、そこで農家の皆さんといろんな調整をして、この指名をして業者を選定しているんですよ。その中でまた最終的には今帰仁村土地改良組合の理事会で承認をして発注しておりますので、このことにつきましてはやっぱり農家の意向というのを大事にしないといかんのではないかというふうに考えております。その中で、その他の村の発注する公共工事については、これは今帰仁村の業者を最優先して、いろんな角度から地元の業者が請け負いできるように知恵を出して村内業者を優先はしております。ただ、土地改良の工事につきましては、やっぱり土地改良で指名をして、業者を選定している以上、なかなか難しい面はあると思います。ただ、與那嶺議員のご指摘については、理事会でお話はしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 この土地改良組合は今帰仁村の役場の中にあるんでしょう、経済課の中に。農家がそうだからというので、これ今帰仁村が予算を取ってきてやるんだから、村の意向を聞くのが当たり前であって、何で農家の意向を聞く必要がありますか。今帰仁村が少しでも税金を業者からもらえるようにするのがですね、それぐらいやらないといつまでたってもピンスー今帰仁になりますよ。財政的に厳しい厳しい言いながら、役場の中に土地改良組合もあるんじゃないですか、組織は。農家の意見は村がやるんだって、農家の意見だけ聞いてたらどこがいいかだって、じゃあ自分でやりたいから自分でやると言ったらどうしますか、こういうこともありますよ。役場は自分らでやった場合、税金払いきれますか、補助金。補助の税金ですね。こういうことあるから今帰仁村の村の組織内にあるんだから、今帰仁村の業者にさせるのが村長の仕事じゃないですか。僕が言いたいのはここなんです。それに対して答弁ください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

基本的には村内の工事につきましては、村内業者に指名をして工事をさせるというのが、これは大事だと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、土地改良組合という組織があって、その中で理事長がいて、そして理事がいます。そして各字にも組織があってですね、その中で地域の皆さんからこうしたいということがあって、それが土地改良の理事会で図って公共工事の件については決定されております。指名についても業者はどこにするかというのも権限はその土地改良の理事会だというふうに理解をしております。その中で基盤整備とかは100パーセント地元の業者が工事やっているといます。今いう強化ハウスについては、農家とか理事会の中で決定されて、今いう村外業者になったのかなあと思っておりますが、この件につきましては、村が直接関与というのは難しいというふうに思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、できたら村内業者に請負させることによって今帰仁村の活性化につながるということについては申し上げていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 答弁もらいましたけど、僕が言いたいのは、この土地改良組合の中の一人がですね、じゃあ自分なんかでできるから自分なんかでやりますと言った場合、どうしますかということなんです。これでいいですか、業者にさせないで自分なんかでできるから自分なんかでやりますと言った場合ですね、組合ですからあり得るわけですよ。そういうためにもやっぱり地元の業者にさせるのが先ほど村長が言ったように今から指導すると言っていますけどね、そういうこともあるわけですよ、自分なんかでできるから自分なんかでやると、組合の中で話し合いして。抜け道の法という抜け道があるんです、ちゃんと。そしたら20パーセント補助も払わないでいいんじゃないですか、儲けあるんだからやれば。法というのは抜け道があるからちゃんと今帰仁村の組織の中にあるんだから、今帰仁村の業者にさせたらどうですかと。指導するんじゃなくて、今帰仁村の好き嫌いありますよ、業者にもですね、これにはさせたくない、こっちにさせたいとかですね、そういうものもありますからやっぱり村が金を出す以上、村も口出しはしないとイケないんじゃないのかなあという気がするわけです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 好き嫌いと言ったのを訂正します。やっぱり業者としても中にはいろいろな方がいますから、今後やっぱり今帰仁村も口出しして、今帰仁村の業者にさせなさいという位の気持ちあるかないか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、土地改良の事業につきましては、土地改良の理事会が責任をもって工事を発注して、理事会の中で業者指名もして決定をしております。そういう意味ではそれが本来の姿だというふうに思っております。ただ、地元の業者につきましては、できるだけ地元の業者に発注をしたほうがいいんじゃないかということについては理事会の中でお話しをしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 2点目の今帰仁村景観条例の件について、誤解があると思うんですよ。僕が質問したのは、全協でもらったので僕は一般質問しているわけですね、しかし議案書の中では80ページぐらいあるんですね、それから抜き出したのを課長の話ではやったと、何でこんなややこしいことをやるんですか、僕らはこれしか見ないんですよ。だから見て、僕は局長に全協でもらったのとこれと違うよと言ったんですよ、そしたらこの丸でやっているのはページじゃないんですよ、この全協でもらったものでは丸で書かれていますから、丸でやっているわけですね。そういうことなんですよ、それで一応こっちにも丸で書かれているんですけども、まず疑問に思うのは⑥の乙羽岳。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)
8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ⑥の古宇利島の展望を守り、古宇利島から見下ろす景観、これは運動公園から撮った写真だと思うんですよ、昔むかしの浜ですね、今の浜を見たことありますか、運動公園から浜を見たらですね、課長ないでしょう。今、半分すら無いんですよ、あのピージャーガーなんかは。今帰仁村の浜を作ったために、浜の砂が全部突風で流れて無いんですよ、ピージャーガーは。これはもう何年前の写真かわからないんですけど、全然マッチしないんですよ。

それと2ページの答弁書では、僕の一般質問では消されているものと思っているんですよ、局長の話ではこれ違うんじゃないかということで、いろんな問題でですね、局長これ最初に出した、消したでしょう、だからち合わないけですよ、②は農具を利用する今帰仁村とか、活力ある共同まちや一ぐわあとあるんですよ、この僕らがもらったものでは②、③ですね。今帰仁村のまちや一ぐわあはもうほとんど無いんですよ、活力あるまちや一ぐわあはもう1件、2件、3件ぐらいかな、諸喜田鮮魚店、な一は一屋、我那覇精肉店、とり好、安吉屋。この5件ぐらいしかないんですよ。こういうのを守ろうと言っても守れないわけですね。非常にかち合わないものが載っているものだから、いかなものかなあと僕らに持たせてるものとこれともう全然ち合わないものだから。質問のやりようがなくてですね、僕は全部こうやって書いたんですけど。そしたら答弁書には⑥は乙羽岳になっていますね。

それとまたもうこれも答弁漏れなんですけど、9ページ、干瀬やイノーが広がる海岸景観と書かれています、答弁書の。イノーとか干瀬守るためには、一番の問題は生活排水なんですよ、村長。生活排水わかりますか、野菜洗ったり、この洗剤なんですよ。だから前々から言うように下水道、最初は合併処理だったんですが、下水道、今はもう合併処理は決まっていますよね、新築するお家は合併処理に法令で決まっていますけど。前はそうじゃなかった、浄化槽で垂れ流していたんですよ、しかし今後これを守るためには、下水道はぜひとも必要になるわけですね、生活排水の。イノーとかこういう景観を守るためには、今イノーの半分死ぬのは、畑から出る赤土なんですよ、大雨の時の。矩港も見てくださいよ、何で見てもないところを守りますとか、いろんなことを言うかですね、僕は不思議でならないですね。この条例はただ紙の上の条例ですか。

それと古宇利島、これから見たら20ページの古宇利島やワルミ架橋、505、ワルミ架橋のいま作って

るリカリカワルミ、向こう自然公園でしょ、公園になっているところ伐採しているじゃないですか、木を。これを見たら伐採してますよ、松を何本か残して、いずれ枯れるからね、松くい虫で。それできれいな景観になるわけですよ。こんな計画の立て方ありますか、人間はどうしても景観のいいところに住もうという気持ちありますから、ああいうところを選ぶわけですね、どこかも、今帰仁村でも。特に内地の金持ちなんかは今帰仁の土地は安いから、買い手がいくらでもいるんですよ。それで渡喜仁からウップマまで下りるところの防風林まで切ってやっているんでしょう、文句も言わないでしょ、村は。あれ条例に違反しているんじゃないですか。だから計画をもう一回練り直す必要があると思うんですよ、立派に書かれています。しかし今の場合は、絵に描いた餅、今帰仁村の505、村有地、買う人いますか、今。村が10万円で買った土地。どうしてまちや一ぐわあ作っていくんですか。505ならば支援で作っていく、しかし色もいろいろのあれがありますよね、これで見たら何階以上作ったらいけないとか、ホテルとか今帰仁村に進出する場合は10階建て以上のホテルですよ、これを4階以上造ったらいかんとか。まとめてやりますけどね。

それと古宇利の展望台、あれも完全に違反しているんじゃないですか。条例から見たら、この条例は9月何日からか発効します、普通だったら4月1日からですよ、条例は。何で9月30日ですか、全部監視していますよ、いま違反している工事は。何で自分がお家造るのにペンキの色とか全部村が決めるんですか。色は好みだから好みの色で造らせばいいんですよ。こういうものまで何で条例で入れるんですか。もうページもめちゃくちゃ、僕が言うのもめちゃくちゃに答弁していますけどね、それに対して答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

質問にありましたページのほうの考え方なんです、実際、議案書に添付してありましたページのもので答弁をいたしております。この議会の始まる前に、議員の皆さんに景観計画についての説明のほうで概略版としての資料を示して説明いたしております。それはこの景観計画のものを抜き出して、より簡略化して説明を行っておりました。それで答弁のほうがズレましたことを大変お詫びいたします。

それから議員のほうから質問がありました、村民の浜地域の写真の件ですが、この写真については、この景観計画の調査を始めたのが平成22年であります。22年の時に撮った写真で、実際に村民の浜の護岸とか、そういうのも映っております。22年に撮った写真でございます。

それから仲宗根の中心市街地域の写真で、これは現在残っている商店街の写真を載せています。この地域は昔ながらの商店街の地域としての景観が残っておりまして、そのポテンシャルとかですね、そういうものを最大限に活かした今帰仁村の町らしい景観形成を作っていくということでもあります。

それから質問にありました生活排水の件で、計画のほうに載っています干瀬、イノー地域の写真のほうで、保全とかそういうのをうたっております。現在、そういうかたちで写真は撮っておりますが、この景観計画は現在こういういろんな現状があって、また景観に配慮すべきものも考えながら、将来これが20年、30年後にそういう景観に合うような地域づくりができるようなものでの計画書になっておりますので、現在どうのこうのというのはですね、今この写真は現在載せていますが、この景観計画を施行している中でこういう環境を守っていくということも景観計画を策定しております。

それからワルミ大橋の件については、そこの地域は自然公園法に基づく地域となっております。今回、村のほうで拠点施設とかを建築していますが、その地域も自然公園の地域で、実際これは自然公園法に基づいて協議して、今回その地域で施設を建築していることとなっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時42分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 今の施設のところについては、もともと農家のほうの菊を栽培していた農地の箇所で行って建築を行っています。実際に木が生い茂っていた場所じゃなくて、実際畑地として利用していた場所です。

それから平成25年9月30日の施行ということで今回提案していますが、その件については今回3月で条例が制定されて後からですね、この景観計画が実際にできたということの周知期間において実際施行を始めていく考えであります。これは6ヶ月間いま期間をとって、その間にこの景観計画についての周知ということで建築士会とか、そういうものも通しながらですね、実際に建物の届け出をやっていく手続きになりますので、そのものをやっつけていける期間として周知期間を設けて9月30日としております。

古宇利のほうの実際のシェルタワーのほうは、建築のほうが実際施行されておりますが、今回の景観条例の施行日が9月30日になっておりますので、実際に施行をやられているものについては、適用できないということになっております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 僕はそうだろうと思っていました。リカリカワルミのあれは菊畑だったですよ、これもわかります。しかしその下のほうは切られですね、松が5本ぐらい残っているんですよ、下は切られて。松の下は。だからこれもこの条例からいけば9月30日には完全に終わっているわけです。しかしベルモア東洋に下りるところの防風林、全部取っ払って今やっている喫茶店か民宿か。休憩求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 向こう防風林も取っ払ってやっているでしょう、あれなんかどうなるのじゃあ。あれはずっと前にやっていたけど、だからああいうのも行政から強く言わないといけないんじゃないですか。そしたら誰がでもやりますよ、防風林全部切って。だから現在ある、いま造っているところは、違反するところは全部これで9月30日までにクリアするんですよ、いま越地で造っている貸アパートも3階建てか4階建て、あれもクリアするんですよ。だから今僕が言うのは、絵に描いた餅だよということ。そうなるんじゃないですか。それ答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

いま運天のほうの3つ目が実際出ていたんですが、そのところはですね、村道仲宗根運天線のほうで改良事業が入りまして、その防風林のほうを含めて斜面のほうはかなり長大な斜面な状況がありまして、

そこのところは道路改良事業で実際に保安林の解除を受けて施工したところでございます。

天底のいま拠点施設のほうを施工している箇所ですね、実際、建築されている箇所は先ほど申しましたように、畑地の状況でありました。その今質問にあります、斜面にありました松とか木のほうが伐採されているということですが、これについてはちょっと村のほうの事業のほうとは、実際近隣ではあるんですけども、そこのところはちょっと施工範囲には入っていないということで理解しております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 いろいろこれ条例ですね、もうちょっと緩やかな条例をつくらないと、今帰仁村人口も多くなれないし、減る一方になりますよ。もうお家造った人がペンキの色まで指定された場合、規制があまりに厳し過ぎるんじゃないか、もうちょっと緩やかにできるかできないか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 この景観計画につきましては、国の景観法ができて、それに基づいていま村のほうで景観計画を進めているところであります。

いま今帰仁村は、行政事業者及び村民の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、良好な景観を形成する基本方針や行為の制限に関することなどを定めることにより、より有効性の高い景観形成を推進する目的でこの計画を作っています。それでこの景観計画に向けて22年度から景観資源の調査が始まりまして、それから23年度、村民と一緒に村歩きをして、その景観の保全する箇所とか、そういうところを調査しながらこの景観計画の策定委員会も立ち上げて、議論しながらその景観計画を作ってきた状況であります。

いま行為の制限の中で色とかですね、そういうのもひとつ統一することによって将来的にも景観を守っていけるという考えのもとで色のほうもちょっと制限しています。今この計画は、その策定委員会を通してそういう形で景観計画を作成してきていますので、今の計画で実施していきたいと考えています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

次に、内間利三議員の発言を許します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 一括方式で質問いたします。

平成25年第1回今帰仁村議会定例会において、先に通告してありました、次の点を質問いたします。

質問事項の1. 今帰仁村景観条例の制定関係について。質問の要旨1. 条例の施行は平成25年9月30日になっている理由について伺います。2. 眺望は素晴らしいが現場、特に各字の砂浜は漂着物が散乱していて、大変見苦しい状態である。そのようなところも清掃美化することも条例制定と同じく大切と思いますが、どう考えておられるか伺います。

質問事項の2. 平敷から伊豆味への村道の一部改修について。質問要旨1. ガードレールの改修について伺います。2. 歩道の滑り止めマットの張替について伺います。

質問事項の3. 太陽光発電装置の設置について。1. 以前にも同様な質問をしているが、再度質問いたします。イ. 今帰仁中学校跡地に建築する村営住宅に設置する考えはないか伺います。ロ. 一括交付金等を活用する方法はないか伺います。

質問事項の4. 集落地域の生活環境整備について。1. 今泊、兼次、諸志地域の整備について。イ. 以前の質問の答弁では、平成24年度事業採択に向けて努力していきたいとのことでしたが、進捗状況を伺います。ロ. 里道改修は補助事業導入が難しいようでしたが、村道（農道）に変更していく考えはないか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 内間利三議員の質問にお答えいたします。

今帰仁村景観条例の制定について。今帰仁村景観計画に基づく今帰仁村景観条例の地域住民へ周知することを目的に、周知期間として考えております。

今帰仁村景観計画の主旨を十分にご理解をいただき、実際に運用していくまでに必要な期間と考え、制定から施行までに約6ヶ月の期間を置くことといたしました。

周知に関して役場担当課窓口、各字公民館、その他北部建築設計協会や沖縄県建築士会北部支部等関係機関へのポスター掲示、チラシ配布するとともに、村役場ホームページへの掲載、村民の周知については村の広報紙などを利用して行う予定であります。

次に各字の砂浜の清掃美化について。ご指摘のとおり、砂浜の漂着物の散乱は景観を損なっております。これまで村内の砂浜の環境美化については、こども会、小学校、中学校、青年会、建設業者等ボランティアで行ってきたところもありますが、海岸線が長いと、清掃活動にも限界があります。

そこで現在、一括交付金で実施しております、環境保全美化推進事業により砂浜の環境美化を検討していきたいと思っております。しかし、これまでのボランティア活動も重要であるということは、言うまでもございません。

次に平敷から伊豆味線への村道の一部改修について。村道平敷伊豆味線は、国道505号を起点として本部町との境界まで通ずる道路で、本部町、今帰仁村へのアクセス道路として、通勤、通学や観光用道路として利用しております。

本路線の歩道側に道路と高低差のある箇所には転落防止柵が設置されておりますが、設置年数の経過による塩害等により防止柵の継手部分が腐食により破損している部分が多くあります。

平成24年度より一括交付金を活用して、村道渡喜仁仲宗根線、村道仲宗根渡喜仁線、村道仲宗根運天線で防護柵設置工事を実施しております。

平成25年度に村道平敷伊豆味線の防護柵設置工事を予定しております。

2の質問についてお答えいたします。村道平敷伊豆味線の平伊橋において、平成24年9月に発生した台風17号により、歩道のゴムチップ舗装が剥離し、舗装材の損壊がありました。沖縄県に災害報告を行い、災害復旧事業により復旧を進めてまいりましたが、舗装材単体の被災であり、維持工事で対応すべきものであるため、採択要件には該当しませんでした。村としましては、既存のゴムチップ舗装材はコスト高になることから、アスファルト舗装での復旧を今年度実施してまいります。

次に太陽光発電装置の設置について。村営住宅新築についての太陽光発電についてであります。現在、村営仲宗根団地の新築設計業務を行っておりますが、太陽光発電装置の設置は計画にございません。入居者が負担する電気料を太陽光発電装置の設置で軽減させることは大変良いことだと思いますが、初期投資の費用が大きい点、また他団地とのバランス等、課題があります。

つきましては、平成24年12月議会においても質問がありました、村の公共施設等への設置とともに、今後既存団地などのバランスも考慮しながら検討していきたいと思っております。

ロ、一括交付金等を活用する方法はないか。一括交付金の交付の趣旨が「沖縄独特の事情、及び振興に資するもの」という観点から村営住宅の太陽光発電装置の設置というのは、趣旨に関連付けるのが難しく、一括交付金での導入は容易ではないと思っております。

次に4、集落地域の生活環境整備について。イについて、平成24年度は村づくり交付金事業の新規採択に向けて県に働きかけてきましたが、県内各地区の予算配分等で厳しいものがありました。引き続き要請は継続していきたいと思っております。

ところで、「農業体質強化基盤整備事業」による当該地区の農道の簡易舗装整備工事や一括交付金を活用した集落道整備、河川の環境整備等を実施し、25年度も24年度予算繰越で農道整備を予定しております。生活環境の整備はある一定程度改善されて来ているものと考えております。したがって、生活環境の満足度について「人・農地プランの作成」に向けた地域集会等を通して、同地区の整備需要を調査していきたいと思っております。

次にロのご質問についてお答えいたします。村道とは、道路法第8条に基づき、村長がその路線を認定したもので、路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ村の議会の議決を経なければならないと定めております。

路線の認定は公益上の必要性があり、管理が可能で、一般交通の用に供することが必要となり、道路網を考慮しながら検討していく必要があります。

里道改良の補助事業導入については、農業集落道整備の事業採択の要件である末端受益戸数や延長等に合う計画になるかを検討しながら、事業採択に向けて計画をしていく必要があります。

また、事業採択が困難な里道（法定外公共物）で区民の総意をもって要望された場合は、村の財政状況を考慮しながら、簡易舗装、路面の不陸整正等の整備を行ってまいります。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 1点目の9月30日になった理由については、村長が説明していたとおり周知の期間が必要なんだということで、いろいろな手続きもあるんだということで理解して、これで終わりたいと思います。

2番の景観についてなんです。これは村長の説明でもありましたように、ボランティア活動等も頼って、一応現状でやっているんだということであつたんですね。それとこの観光協会等も立ち上げてですね、以前の答弁では観光協会も立ち上げているので、そういうところとも連携しながら検討していくということでありましたんですが、この村長の答弁では一括交付金を実施して環境保全美化推進事業等によりやっているんだということが答弁されているんですが、まだまだだと思つるので、またこれは各浜見てもおわかり

のとおり、これ漂着しているのはほとんど外国からだと思うんですよ、だから梅雨場だともう毎日というぐらい漂着してきますので、どこからか海岸からか、移動して来るのかわからないんですが、本当毎日片付けても片付けてもという感じで漂着して来るので、これはどうかしないといけないなということで、今回質問しております。

それに具体的に、前は一括交付金もちょっと無理なんだというような答弁をされていたんですが、今回、交付金も使ってできるということでありますので、具体的にどういう方法、回数とかもあるし、この地域にボランティアももちろんお願いもしないといけないと思うんですが、部落との関連もありますので、この件どう考えておられるのか。

それと2点目の平敷から伊豆味線の1番のガードレールの改修についてなんですが、これを村長も答弁にあるように、柵は結構もう下から数多く落ちて壊れていますよね、もう見苦しいほどガードレールが壊れております。これについて25年度で計画するということであるんですが、もう一度答弁求めます。

それと平敷線の2番の歩道のゴムチップもですね、これ去年度の台風の2回のもので、1回目もめくられて、このままずっとほっぽり出されていたんですよ、曲がったまま車道に出たりしていたんですが、2号でも余計にひどくなって、そのままだぶ置かれていたんですけど、それが近頃見ると全部撤去されております。そのままだったらダメだなあとと思うことで一応、一般質問をしているんですが、答弁で今年度でアスファルト舗装をするということでありますので、これでもう一度、村長の確約たる答弁を求めます。

3点目の太陽光発電装置についてなんですが、以前の答弁では、公共施設への太陽光装置について検討していくということで、その後どうなっているかということで、先ほどの答弁では、今帰仁中学校跡地の建設する村営住宅、初期投資の費用が大きいということで、計画は現在されておられませんということなんですけど、これ以前の議会終わったあとから質問ではやっていなかったんですが、そういうことを話したら、これは可能でしょうということもおっしゃられていたんですよ、そのあたりですね。公共の施設は耐用年数等もいろいろと絡んできますので、これはできないと前回もおっしゃっていたんですが、それと美観の関係とかですね、赤瓦なんだということでできないということですが、この団地の件も、それはもう耐用年数等もかかってくると思うんですが、耐用年数もまだまだ残っているところはこういうことも可能だと思います。これ新築ですからね、新築の時に僕は全体的にやっていたほうが良いと思うので、その点、もう一度答弁求めます。検討していただけじゃなくてですね、答弁求めます。

それとロの一括交付金を活用する方法はないのかということなんですが、これも一括交付金の活用ができるんだということを僕は聞いた覚えあるんですよ。これは今まで質問していた、なかなか難しいだろうと、一括交付金の活用とか、やっているんですが次年度では可能であってできましたということでやっているのが結構ありますよね、だからそういうものからすると再度本当にできないのか、この一括交付金なんか申請する場合の、この文章にも大変僕は左右されると思うんですが、この文章の書き方によってですね、いろいろ見る目も変わってくると思うので、これも再度検討、もう一度答弁求めます。

それと4点目の集落地域の生活環境整備についてなんですが、答弁にもありましたように、これは24年度で採択に向けてやりますということであったんですが、まだ25年度でもまだやっていないので再度質問しております。

地域には結果的に答弁でありましたように、農業体質強化基盤整備事業等か他の事業でも一括交付金でもですね、一部分仮舗装したりされている部分があります、これは有り難いことだなあとと思いますが、それともう一度、計画するためには各地域で人・農地プラン作成が必要だということなんですが、これ前回は採択に向けてということであったんだけど、今回こういう計画するというのは十分であるからまた計画いろいろと農地プラン作成が必要なんだということだと思っんですが、もう一度これに対して答弁求めます。

この集落地域の環境整備についての口の部分なんですけど、以前、この舗装とかそういうものをお願いすると、村道になってないから後回しなんだとか、いろいろとあったんですよね、だからそのあたりですね、この緩和するためというのかな、補助事業を受けやすいために希望があれば村道に、地域からの要望があれば村道にする計画があるのかどうかですね、そのあたり補助事業との絡みでどうなっているのかですね、またこれも里道であっても別に関係ないんだということであればそれでも構わないと思うんですが、そういうあたりの答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

3番。

○ 3番 内間利三君 指摘のありましたのはですね、前回終了後、議会終了後にそういうことを担当者というのか、上の方から聞いたというので、今回は議会ではじゃないので、これは質問を控えさせていただきます。結果的にできるかどうかの答弁はいただきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず2点あったかと思いますが、1点目の各字の砂浜の清掃美化について答弁の中で、じゃあ具体的に一括交付金を利用した環境保全美化推進事業、具体的にどういうふうに取り組んでいくかというお話でございましたけれども、今の私どもが所管しております経済課でも観光地を中心に草刈り作業を今中心にやっているんですけれども、その賃金があります。また、福祉保健課も3名程度環境美化で賃金がありますので、今のところ福祉保健課長と今相談しているところは、お互い合同で議員から提言がありましたことについて、定期的に空き缶拾いとかも、そういうものもできるんじゃないかということは今具体的に進めているような状況でございます。

あと1点目の村づくり交付金事業について、もう少し実現に向けて前に話したんですけど、実現していないんじゃないかというご指摘なんですけれども、それについては重々承知しておりますけれども、なかなか地方というのは議員も承知のとおり、国の政策が大きな動向によって左右されることがございます。結局は口はばったいようですけど、コンクリートから人へというふうな流れの中で、なかなか難しいところもございました。またこれからですね、この公共工事に向かって行くんだという大きな流れも来ます。そういう中で財政等との調整もございますけれども、それも踏まえながら採択に向けて努力していきたいと思っます。

また、いま答弁の中でも人・農地プランと村づくりとは、直接は関係ございませんけれども、そういう

機会をとらえて地域からのニーズを拾っていかうということでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

平敷伊豆味線の防護柵の件ですが、かなり腐食して現場のほうでこのパイプのほうが取れている箇所があることは確認しております。平成25年度の一括交付金を使って、防護柵の設置工事をしていく予定であります。

それから平敷伊豆味線の歩道の滑り止めのマットの件ですが、この件につきましては今年度予算を確保しておりますので、アスファルト舗装で本年度に実施してまいります。

それから里道の改修の件ですが、村道の認定ができないかということではありますが、この件につきましては答弁にありましたように、公益上の必要性とかですね、管理の可能とか、一般交通の用に供する、そういう条件も見ながらですね、道路網も考慮して検討していく必要はあると思います。

里道の改修については、いま村づくり交付金のものを今帰仁村のほうで実施していますが、その要綱の中で農業集落道整備の講習で末端受益戸数が2戸以上であること、それから原則として200メートル以上とすることという要綱がありますので、この要綱に則ったかたちで採択ができるような路線を計画の中で検討していければ里道の改修も可能となります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

新たに建築する村営仲宗根団地に太陽光パネルの設置ができないかということでございますが、これについては確かに構造上は十分耐え得るものかと考えております。ただし、課題と申し上げましたとおり、初期投資がかなりの費用になっていくかと想像されます。そういう意味では一括交付金も用途目的がかなりございますので、優先順位と言いましようか、その辺も考えられますので、現在、村営団地には設置ということは考えていないというふうに申し上げました。

それから一括交付金を利用する、活用する方法はないかということなんですけれども、これまで村の公共施設といたしまして、リカリカワルミのほうに太陽パネルを設置してございますけれども、これについては一括交付金の趣旨、観光に資するという目的で設置しております。

またちなみに、那覇市の事例といたしましては、設置した部分についてはエレベーター等、それから共益部分の照明、そういうふうにご利用しているというふうに聞いております。そういうことを考えますと、現在の制度ではなかなか村営団地に設置するのは厳しいのかなあというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 1点目の景観条例ですが、これは経済課と保健課両方とも草刈りとかそういうものはやっているんだということで、両方話し合いの上もっと回数を重ねようということのようですが、これ一括交付金でできるということであれば、年何回とかこの計画書が出ると思うんですよ、やはりそういうもので計画していけば予算計上もやりやすいはずだし、そういうことでやっているとは思いますが、

こういうことも回数とか、そういう人数とかも出てくると思いますので、それにこういうことをやれるのかどうかですね、回数とかそういうものをもう一度答弁求めます。

2点目の平敷伊豆味線の件なんですが、これはもうぜひ危険防止のためにこの防護柵を25年度事業でやってくれることを願っております。やると言っておりますので、これ期待しております。

それと歩道の件なんですが、これアスファルト舗装ということなんですが、これ滑り止めなんか、そういうものも考慮されているのかどうかですね、向こうは結構、傾斜がきついと思うので、そういうあたりの滑り止めも考慮されているのか、もう一度答弁求めます。

それと太陽光設置なんですが、初期投資が一括交付金でもたぶん難しいでしょうということであるんですが、もう一度これに対して意気込みですね、本当にこういうものがあれば何かの事業で取り付けてやりたいという意気込みをもう一度僕は答弁求めます。

4番目の集落の生活環境整備なんですが、これは去年度はそういう答弁はしたんだけど、なかなか予算獲得が難しく、できなかったんだということになっているんですが、いろいろ検討してどんどん事業を入れることによって今帰仁村の工事業者も生活が安定すると思うので、環境を良くしながらこの地域に活力を与えるためにも、ぜひ一括交付金でも活用してそういう事業を進めるのかどうかですね、もう一度確認の答弁を求めます。

里道の件は、里道も改修できるということですので、これは理解しております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時37分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

砂浜の清掃について、具体的に示せということなんですけれども、実は経済課と福祉保健課、賃金で週5日程度晴れた日には出勤させておりますので、その中でまだ話が福祉保健課長と話を出したばかりですので、一緒になりながら定期的に具体的な日にちは一緒になって決めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

平敷伊豆味線の歩道の滑り止めマットというかたちになっていますが、既存の舗装が滑り止めではなくて、ゴムチップの素材が使われてですね、歩道が歩きやすいようなことで以前は施行されておりました。それで今回アスファルト舗装に変えていきますが、歩道については滑り止めに特にやる必要がありませので、普通、滑り止めを利用する時は車道とかですね、車両に対して滑り止めをやっていくのが一般的ですので、今回はアスファルト舗装での施工ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村営団地にソーラーパネルを設置する考えはないか、再度意気込みということでございましたが、現行制度ではなかなかなじむ事業がないのかと考えております。制度も買い取り制度ということになっており

ますので、今後4月以降どのような展開になっていくのか、新たな事業等が馴染む事業があった場合にはまた設置していきたいというふうに考えております。

そしてこの太陽光で発電した電力については、共益費、要するに街灯、そして階段等の照明、それから浄化槽等のそういった共益部分に関するものを目的として検討していきたいと思います。その中でも課題といたしましては、蓄電しないといけない関係が出てきますので、そういった蓄電設備にかかる費用、そして新たな事業、そういうのをトータルに考えて検討していくということでもう少し時間をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

集落地域の生活環境整備についてでございますが、これにつきましては今泊、兼次、諸志地区が生活環境整備で整備を終了しております。その後、現場を見ますといろんな改良すべき点はあるというふうに理解をしてですね、平成24年度に県と調整をいたしまして、この採択に向けて働きかけたわけですが、先ほど答弁したように、今帰仁村には西地区、中部地区、東地区という3つの採択をしてですね、今現在事業が進行中の場所がある中で、同じ市町村に4ヶ所はちょっと難しいというようなことがありまして、採択ができなかつたいきさつがあります。そういう中で、最近、一括交付金という新たな事業がありまして、今泊地区含めて、村内各地域で道路改良なりですね、排水の整備を行って、先ほども申し上げましたようにある一定の整備はできているというふうに思っております。

これまで農道の簡易舗装等ですね、村としてはできる限りの村内のそういう集落整備についてはやってきているわけでありまして。ただ、各地域ともまだまだやり残された場所はあるというふうに理解しておりますので、先ほど申し上げましたように、今泊、兼次、諸志地区につきましては、今後地域の状況を把握しながら、この村づくり交付金の新規採択に向けて頑張っていきたい、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの3番 内間利三議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。3番。

○ 3番 内間利三君 先ほどの平敷伊豆味線ですね、これはアスファルト滑る要素はほとんどないということなんですが、大丈夫ですかね、僕が思うに近頃、観光、今泊とかの公民館の前にやっている、そういう感じのものが、こういう観光関係にはいいんじゃないかなあとって今質問しているんですが、もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 平敷伊豆味線の歩道については、既存の舗装でありましたゴムチップの舗装というのは、一応単価で平米当たり1万3,200円ほどの単価であります。今回アスファルト舗装で平米で1,520円ほどのもので施工はできて、全然単価の差が出てきます。

県のほうに災害のほうでこの既存のものの復旧というかたちでちょっと進めてはいたんですが、その部分が災害で採択できないというかたちになって、費用的にコストの安いほうのアスファルト舗装ということで今回実施していく予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時45分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時30分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 皆さんこんにちは。平成25年第1回定例会に当たり、会議規則第61条第1項及び2項の規定により、先に通告してあります4点について、質問いたします。

まず1点目に、窓口業務の接遇についてであります。窓口業務の接遇、対応ですが、各種の申請、問い合わせに対し、不満を抱いている方々の声があります。それらに対し村長の見解を伺います。

次に、長期療養時における村独自の支援策についてであります。子育て中の家庭で親が中長期の入院加療が必要になった場合には、生活が非常に苦しくなります。村独自の支援事業等があれば本人の心的、金銭的での不安は大いに軽減され、安心して治療に専念でき、早期の回復も見込めるものと考えます。子育てしやすい村づくりのためにも、村独自の支援、生活応援事業の設置、または拡充を希望します。村長の見解を伺います。

次に、農林水産業の振興についてであります。村はこれまでスイカ、菊、マンゴー等の振興を積極的に行い、素晴らしい実績を上げています。そしてこれからも振興発展に期待するとともに、村内には緑化木の生産者も多く活躍されています。緑化木生産にも台風等、自然災害の影響は甚大であり、農林水産業振興の観点から、緑化木生産者への災害被害対策として、強化ハウス等の導入支援を行ってはいかがでしょうか、村長の見解を伺います。

最後4点目に、村立学校、児童生徒、職員の状況及び北山学園構想についてであります。北山学園構想を掲げている中、今帰仁中学校生徒の中には複数名の不登校、不登校気味(平成25年2月現在)の生徒がいますが、生徒や保護者、そして学校に対しどのような対策支援を行っていますでしょうか、また地元今帰仁中学校の北山高校への進学希望者数が24年度卒業生90名中39名(平成25年2月28日現在)であります。以前より村立高校のような北山高校であるとおっしゃっていた村長ですが、これらの状況をどう考えていますか、村長の見解をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 山城 太議員のご質問にお答えいたします。

窓口業務の接遇について。役場は村民を対象に業務を遂行いたします。窓口業務の重要性は十分に認識しており、安心できる窓口「住民サービス」のため、窓口の接遇については日頃から細心の気配りを心がけ、親切、丁寧に誠意をもって接し、「さわやかな親しみのある窓口」を目指しております。

ご質問の各種申請、問い合わせに対しての接遇、対応に不満を抱いている方々の声があるということにつきましては、これまで対応が不十分だったと思われることについては、迅速かつ丁寧に改善することに努め、住民の皆様理解を得ているところであります。課題が生じた場合には、職員にも対応についての注意を促し、窓口業務の徹底に努めております。

窓口業務における村民サービスの更なる充実を図るため、今後とも常に村民の立場に立ち、正確かつ迅速に対応するとともに、一層の細かなサービスに努めてまいります。

②、長期療養時等における村独自の支援策について。子育て中の家庭で、保護者が中長期の入院加療等

により就労ができなくなった場合は、子育てのことも含め生活等について、精神的、経済的な不安は計り知れないものがあると理解をしております。

現在、村では子育てに関する支援について、村立保育所、幼稚園では保育料、幼稚園使用料の減免制度があります。また、小中学生については、就業に必要な学用品、新入学用品、校外活動費、学校給食費などを援助する就学援助制度があります。国民健康保険加入者の場合は、世帯の状況により、国保税の減免又は免除と病院での窓口支払いの一部負担の免除、減額等の制度があります。

また、社会福祉協議会では総合支援資金（生活支援費）の融資制度があります。村や社会福祉協議会の支援制度を検討していただき支援が不足の場合に、国の最後のセーフティネットとして生活保護法により医療扶助、生活扶助などの制度を利用していただいております。

ご質問の村独自の支援、生活応援事業の設置については、子育て中の保護者の長期療養中のご家庭のご苦労は十分理解をしております。今後、村でどのような支援策ができるのか、関係各法との整合を図る中で調査研究、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

次に緑化木生産用の強化ハウス等の導入支援について。平成5年度に林業構造改善事業の一環である資本整備高度化・生産施設整備事業で、兼次緑化木組合がハウスを導入しておりますが、現在は、同事業からハウスの整備メニューが外されており、同事業での導入支援ができない状況にあります。

緑化木生産者に、強化ハウスの事業要望があれば、別の事業で支援策がないか県森林緑地課等に要請していきたいと思っております。

また、県の一括交付金事業の可能性も合わせて調査していきたいと考えております。

次に、村立学校、児童生徒、職員の状況及び北山学園構想について。現在、今帰仁中学校には、情緒的に集団生活になじめず、不登校や相談室登校等の生徒が存在しています。その支援体制ですが、スクールカウンセラーやいきいきサポーターが県より配置され、相談室でカウンセリングや登校支援、学習支援を行っております。村としましても相談員と心の教室相談員を配置し、相談業務、居場所づくり、学習支援に取り組んでいるところですが、生徒の状況も様々で個別対応が必要で、十分な支援ができない場合もございます。担任や養護教諭も関わり支援をしていますが、それでも授業や他の業務をこなす中、十分な支援ができていない状況があります。教育委員会といたしましても、全ての生徒に心のよりどころを確保し、安心して学校生活を送れるよう鋭意努力してまいります。

また、北山高等学校の進学希望者については、北山学園構想で目的意識を持ち、地域貢献のできる人材の育成を掲げており、生徒の進路選択を強制するものではありません。今年度の進路状況は名護高校、宜野座高校、本部高校、その他の学校へ進んでいます。

北山高校へ志望してもよいと思われる生徒が他の高校へ進学しています。生徒アンケートの結果によると、「希望する部活動が活性化していない」、「もっと自己実現を目指すために部活動を極めたい」との理由からのようです。

しかし、北山高校に魅力がないわけではなく、希望した生徒も希望しなかった生徒も地元の高校を誇りに思い、プラスイメージを持っていることが十分伺えます。今後も北山学園構想より充実させ、生徒から選ばれる魅力のある高校になるよう支援を継続していく所存であります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、質問しますが、第1点目の窓口サービスの件ですが、これあらゆるところからあらゆる内容の不平不満が聞こえてくるんですけど、それに対応というか、そういった内容はご存じでありますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ある程度は把握しておりますが、全体的にはわからないのもあるというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ある程度わかって、ほとんどの部分がわからないという状況下において、どういう風なサービス向上に努めてきたんでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、どのような不満というか、クレームがあるかというのは報告もありますし、その辺は状況に応じてはすぐ対応させるというのか、説明をして、電話なり、来てもらったりとかいうことをやっている状況であります。

そういう中で課長会でも、この窓口の接遇については、やっぱり一番大事なことでありますので、しっかりと接遇するよとということを示している状況の中で、ひとつは県の職員研修などにも積極的に参加してもらおうということを奨励をしている中で、村でも今後こういういろんな状況の中で村民のニーズは多様化しております。そういう意味で意見の違いも出てくるのもあるわけですが、だからそういうものについてはしっかりと上司とも協議をしながら村民が納得いくよとということを示している状況であります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 教育なんですけど、接遇教育ちょっと提案なんですけれども、あっちこちのそういったカウンセリングする方もいればプロもいるわけですよ、そういう方を招聘してこの窓口サービス向上についての教育というのは考えはないのか、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

接遇の研修、村独自の研修だというふうに理解しておりますが、これは非常に大事なことだというふうに思っております。ある意味では専門家と言いますか、その辺のプロと言いますか、そういう方がいらっしゃいますので、25年度につきましてはその研修会を開催をさせたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 1点目の接遇に対して最後に、ある幾つかの例を上げておきますので、心に止めておいてください。

まず1点目に、申請を問い合わせした場合に、上から目線での対応をされたというものと、申請しに来た時にですね、その担当者が不在で後日連絡させるというふうに窓口で言ったそうなのですが、そのあと全く連絡も何も無いということ。保育所への入所申請をすると、笑いながら無理ですよ、いつ出しても無理で

すよと、へらへらニタニタしながら言われたと、すごい不満と不愉快に感じたというふうに数名の方から聞いていますので、ちょっとこれも理解して、今後の向上に向けてもらいたいと思います。

次に2点目の長期療養時における村独自の支援策についてなんですけど、これは申請から実施されるまでの期間はどれぐらい必要なのか、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

申請からどれだけの期間かということでございますけれども、長期療養に至る原因、要因としまして様々な関係各法の原因等があると想定されます。その関係で村長の答弁にありましたけれども、関係法の整合と、それからそういった独自の制度を持っている町村があるかどうかの調査等も含めて、村独自内の財政状況も踏まえながら可能性について研究をさせていただきたいということの答弁でございます。

参考までに、今、本村でやっている見舞金であるとか、小規模災害の災害時における世帯主が1ヶ月以上の傷病等になった場合の見舞金等がございます。その場合におきましては、そういった障害に至る原因につきまして、災害というひとつの条件がありまして、そういったものができているわけですが、長期療養の場合につきましては、多くの要因が考えられますので、その適用の範囲等を含めまして、調査研究をさせていただきたいということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 申し訳ないです、先ほど私の質問がちょっと的を得ていなかったようです。

再度、質問しますが、村では子育てに関する支援について、村立保育所、幼稚園では保育料、幼稚園使用料の減免制度。小中学生については就学に必要な学用品、新入学用品、校外活動費、給食費等というふうに答弁があるんですけども、それ以外にもあるんですけど、それらについて申請から発動までこの期間はどれくらいか、というふうに聞いたんですけど、もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、保育所の保育料の減免等、それから学校等につきましてはちょっと教育委員会の管轄になりますので、答弁はちょっと私のほうでは控えさせていただきますけれども、国保の関係含めて答弁します。申請がありまして、書類等、世帯主の所得が無の状況になります。国保におきましても、保育料におきましても保護者ということで限定させていただきますと、保護者の所得から軽減の度合いに応じまして、減免、全額免除かということになります。その審査に書類がそろってから2週間ほどで課内での審査をやりまして、決定通知を送るということになろうかと思います。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 與那嶺敏秋君 ただいまのご質問に対して、回答いたします。

小中学生についての就学に必要な学用品、新入学用品、校外活動費、学校給食費などの援助というのはですね、通常から言いますと6月に申請を受け付けます。随時、受け付けているわけではなくて、通常6月に申請を受けて、それから2ヶ月程度で答えを出すというかたちでの制度となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 毎年6月に受付して7ヶ月あと、2ヶ月ですか。これ6月の受付という根拠は何でありましょうか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 與那嶺敏秋君 これも先ほどちょっと説明にありましたけれども、課税世帯か非課税世帯かというのを見るので、新年度の所得が今申告受付していますけれども、それを審査して、新年度の課税が決まるのが6月ということで、その後からの申請で普通受付けております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 村長の最初の答弁の中で今後、支援策ができるのか、関係各法との整合性を図る中で調査研究検討をさせていただきたいと思っておりますとありますが、これいつから始めて、いつまでには結果見出せるのか、具体的な日程を答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどこの生活支援について、検討していきたいというふうに申し上げましたけれども、これ独自の支援というのが他の市町村でもやっているのかどうかも調査をして、この今置かれているこの長期療養における両親の入院した場合に非常に子育てのためにもですね、支援が必要ではないかということを考えている中で、他の市町村でもこういうこの事業というか、支援策があるかどうか、ちょっと調査をして検討をさせていただきたいということでありますので、いつからこれ実施できるかということは今申し上げられませんけど、検討についてはすぐやっていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、村長に質問しますけど、実施云々は聞いてないわけですよ。研究、この検討を始めてからいつまでにやる、やらないという、この結果が見い出せるのかというふうに聞いたんですけども、再度、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 6月議会までにはしっかりとした対応策をできるか、できないかは結果を出していきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 質問3点目に移りますけれども、村長の最初の答弁で強化ハウスの事業要望があれば県の森林緑地課に要請していきたいと思っております、という言葉があるんですけども、農林水産業、この林業の振興発展に期すなら、これは生産者が要望する前に行政が動いて、そういう支援策がある、これがありますというふうに周知させるのが行政力だと思うんですね、その辺どう考えているか、再度、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるように、行政としてもこういう事業があるかとかいうことはしっかりと調査する必要があるかも知れませんが、私が答弁している趣旨は、緑化木生産組合と話し合いを持って、この必要性と

いうのをしっかりと直接確認をしていきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 私が質問したのは、必要性があるというふうに要望されたから質問したわけであって、その辺どう考えますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 私は緑化木のハウスのことについて、これは全ての面で言えると思いますが、やっぱり積極的に生産者がこうしたいという要望も大事だと思っております。それにしっかりと応えていきたい、そのためには緑化木生産組合の皆さんとお話し合いをしていきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 3点目の質問は理解できました。

次に4点目の村立学校、児童生徒、職員の状況及び北山学園構想についてであります。再度、質問します。

村長の答弁に、相談室登校等の生徒が存在しています。その支援体制ですが、スクールカウンセラーやいきいきサポーター、県から配置されているとあるんですが、これは毎日常駐されている方でしょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問については、教育委員会から答弁させたいと、教育長初め担当課長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの質問ですが、この学校には様々な要因で学校に行きづらい、あるいは不登校気味の子と、いろんな心の病を抱えて、なかなか正常な教育活動ができない子供たちがいるわけです。その子供たちのために、いかにすれば普通の教室に入って正規な授業を受けて、すくすくとその発達、年代に応じた学習ができるかということをサポートする、これが広い意味の生徒指導であるわけです。実際には、今帰仁中学校の組織の中で、生徒指導主任をまず筆頭に置きます。そしてサポーターを置きます。それから学校の正規職員以外に専門職として特に心理的なカウンセラーが必要ですので、このスクールカウンセラー、これ2名、県から配置されております。この二人なんですが、一人ずつ一週間の中で三日、主として午前中、ですから二人合わせて約一週間、一日交代という格好になりますから、しかしながらこの子供たちの心理的ないろんな意味のこの点検チェックをして、必要なアドバイスをしていただきます。それに基づいて学校を中心とした関係の職員が精一杯それに関わって、日常的に指導するという構造になります。

もう1点は、大変嬉しいことに県から9月にスクールカウンセラー、いきいきサポーターですね、この方は学校の授業は全く持たないで、週三日、直接家庭訪問、どうしても来れない子供たちがいるんです、今帰仁中学校に。直接家庭訪問して、この子供に寄り添っているのかなかたちでサポートをするという、これが9月から、これはかなり功を奏していると校長からの報告がありました。

それでこの一ヶ年間を振り返ってみましても、やはり1年生、2年生に4、5名まだおります。3年生も卒業していくんですが、そういうふうにして内から外からいろんなかたちで応援体制を作っているのが

現状です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 私が今年2月に中学校へ行って、校長と会っていろいろ話しました。現況では到底間に合わない、そういったサポーター、カウンセラーですか、増員を熱く要望していたんですけれども、そしてその中で、村長の答弁の中で十分な支援ができていない場合、という言葉もありますし、この兼ね合いから増員される予定はないのでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 実はこの件については私も大変心を傷めているほうなんですけど、これは県だとか、こういう官費のほうからはこの定数という関係でもうこれはほとんどできません、従って自前で、村で特別にそのことを踏まえて、村費をつけてやるという覚悟があればできます、これ。それでこの1ヶ年の歩みを振り返って、これ実は校長からもありました、この実態を聞きますとなかなか学校に行きづらい、学校に行ってもほとんど孤立している、いろんなタイプの子供がおりまして、今の陣容ではやっぱり単発的で断片的で、教育的な視野に立った継続的な指導が非常に難しいという件は、先ほど山城議員が指摘されたとおりなんです。ですからこれは次年度、よく精査をして可能な限りそういう方向にいきたいと思っておりますが、ここで確答はできません。ご提言になるべく沿う対応に努力はいたします。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、次年度に精査するというんですけど、日頃はそういったあれは行ってないのでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 私の言葉の中に、日頃は努力はしていないということは全く、これはそう誤解されると大変困ったもんなんですけど、そういうことはありません。毎月一回、定例の生徒指導委員会、そして心の相談員の定例会を持って、逐一記録に残して今にあるわけです。従って私の答弁が舌足らずだったらこれはお許してください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 もう一度聞きますけど、毎月やるのであれば、毎月ごとの結果が出ると思うんですけれども、その中にこの増員とか、そういったことはというのは、考えというのは出て来なかったのでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 度々出ました。その度にいろいろ予算面も話題には上りますが、現行の現在の予算状況、執行状況、しかも年度内というふうなことはですね、なかなかそこはクリアできないというもう一面があります。従って、一ヶ年の実績の下に、年度途中じゃなくて、一ヶ年の実績の下に再度そのことについて増員するかどうかというふうなことを精査をして、適切な答えを出したいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 村長に再度、お聞きしますけれども、24年度の90名の卒業生、今帰仁中学校いたんですけれども、これ北山学園構想を掲げている中で、39名しか北山高校を希望してないわけですよ、

それについて村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今年の北山高校への今帰仁中学校からの進学希望者90名の中から39名ということは非常に残念なことであります。ただ、子供たちの自らがどこに行きたいかというのは選択は子供たちにあると思っております。ただ、北山学園構想の中でやっぱり北山高校が魅力ある学校をどう作るかということを平成24年度から始まっているわけでありまして。スタートした時期であります。ある意味では村としても相当の支援体制というのをひとつの計画の中に入れて、これは必ずや実績として上がってくるものだというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、村長に聞きますけど、村長が思う魅力ある北山高校とは、具体的なビジョンをお示してください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

北山高校の私の夢とする学校は、教育立村の今帰仁村の中で唯一の県立高等学校であります。その中でやっぱり進学と言いますか、往年の北山高校と言いますと、国公立の進学も非常に高かったわけでありまして。ある意味では文武両道、学問もできて、そしてスポーツもできる、そういう北山高校を目指していきたいというふうに思っております。そういう意味ではスポーツ面につきましては、駅伝、野球部、その他の部活も活発に頑張っていると思っております。その中で学力も北山学園構想の中で、幼小中高校、連携でやれば目標達成もできるのではないかと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 北山学園構想の関連なんですけれども、村長の施政方針の演説の中で、地域型の一環教育を実施しています、という言葉がありました。何をやっているんですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時05分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問の答弁につきましては、教育長から答弁させたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 質問の確認ですが、魅力ある北山高校とは何かということへの…。

すみません、僕ぼんやりしていて質問内容が。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時06分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時06分)

教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 実はですね、そのことは非常に一見抽象的でわかりにくいという側面もありま

すので、そこで広報今帰仁のほうに毎月そのシリーズとして、これまで7回そのことについて載せてありますが、一口で言いますと、学校が個別に存在するのではなくて、幼稚園、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校へと単発的に、個別的にいろんな発表会かれこれでやるんじゃないくて、ひとつのつながりとして、幼稚園教育が小学校へ、小学校が中学校へ、中学校が高校へというふうなつながりのあるものを目指しているわけです。じゃあ具体的には何かと申しますと、例えば具体的には大人のための大人が話をして自己満足するんじゃないくて、小学校の6年生が中学校に行ってプレ入試、入学式の前に小学校の6年生が中学校へ行って、中学校レベルの1年生レベルの学力がどういうものであるか、実際に体験的な学習を中学校へ行って子供自らが中学校を見て、中学校の内と外を実際に見学をして、そこで中学校の校風を味わう。

もう1点、今度、中学が北山高校へ行って、全員そこへ行ってプレ入試という名前で、そこで北山高校の教室で授業を受け、それから試験を受け、先生方の話を聞いて、この幼小中が生きた形で大人だけの議論じゃなくて、子供たちにも追体験をさせながら、幼小中高がひとつの輪になってお互いに切磋琢磨して羽ばたいていこうというのが根本の概念であります。以上。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 概念の根本ではなくて、地域型の一環教育を実施しております、というんですが、これを具体的に何をやっているか、何をやったか、これも現在進行形なんですよ、これを聞いているわけです。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えします。

これは前にも何度か資料も上げたんですが、あえて質問ですから出します。例えば、その中身の一つ一つを上げますとちょっと時間かかるんですが、海外短期留学の支援、それからALT一人が二人に小学校3校、中学校1校にそれぞれ配置しております。それから名桜大学生によるこういった諸々のものが中身となって教育活動を支援している、そのことを指すと思っただきたい。以上。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 わかりました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

9番。

○ 9番 山城 太君 この北山学園構想の関連なんですけれども、施政方針の中で国公立大学進学に対応する未来を担う人材育成事業、北山塾とありますが、これの具体的な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 折々の情報の中にも、広報の中にも書いてありますが、なかなかこれは一括交付金でできそうだとということで、5月、6月からかなりそのことについてやりましたけれども、なかなか難しくてですね、趣旨から少し反すると。これは北山塾という、塾という言葉にかなり抵抗があって、じゃあこれ消しましょう、未来を担う人材育成という言葉に変えて、11月頃から予算がやっとなりました。

そこで北山高校が会場でやって、国語、数学を具体的にその放課後ですね、時間を決めて北山高校の大変遅まきながら、いわゆる私たちは北山塾という言葉ですぐわかりはするんですが、人材育成、未来塾というふうなかたちでやっと認可されて、これが次年度から正常に稼働していきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 学園構想がもっと具体的構想が地域の方々まで周知されていればもっと活性化できるのかなあ、もっとスピードアップできるのかなあと思いますので、広報もしっかりやっていると思うんですけども、その前にいろいろ情報の議会なり、横のつながりなり、情報の提供を迅速に願ひまして、私の質問を終了します。

○ 議長 久田浩也君 次に、山内 聡議員の発言を許します。7番 山内 聡議員。

○ 7番 山内 聡君 先に通告してありました、4点について一般質問をいたします。

質問事項1、今帰仁城跡等の整備について。①整備の進捗状況はどうなっているか、お伺いします。②ボランティアガイドの活動状況をお伺いします。③今泊区内の遺跡を整備する予定はないか、お伺いします。

2、梯梧荘の跡地について。①進捗状況をお伺いします。②与那嶺区との関わりについてお伺いします。

3、村づくり事業の進捗状況について。①（西部・中部・東部）3地区の進捗状況についてお伺いします。②与那嶺区集道3号についてお伺いします。

4、仲尾次区の農道整備について。①仲尾次農道上原2号線の整備できないかをお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 山内 聡議員のご質問にお答えいたします。

1点目に今帰仁城跡の整備について。今帰仁城跡は史跡整備委員会の意見を集約し、昭和53年、54年度に保存管理計画を策定しまして、昭和55年度から整備事業を進めてきています。

平成12年に世界遺産に登録されてからは、整備の進捗も一段と増してきました。平成14年度から周辺整備事業に着手し、平成17年7月にはグスク交流センターがオープンし、円滑な活用を進めています。

また同じく平成17年度からは外郭の発掘の調査に着手し、往時の景観への回復を目的に整備を進めてきています。さらに平成21年7月には今帰仁城跡周辺整備遺跡を第3次追加指定、平成22年2月にはシナグスク跡を第4次追加指定及び平成24年9月に第5次追加指定しております。史跡の拡大に伴い、その公有化事業も進めています。また保存管理計画が24年度策定されます。今後はその計画に沿って整備委員会などの指導を得ながら、継続的に史跡整備を進めて史跡の保存、活用整備を進めてまいり所存です。

②について、今帰仁グスクを学ぶ会は、「世界遺産今帰仁城跡のガイド」を目的に活動する組織として、平成17年に20名で発足しました。会は今帰仁城跡への来訪者に対して、世界遺産今帰仁城跡の魅力を伝える住民活動として立ち上がった団体で、現在の会員数は29名になっております。

ガイド活動は1年を通してグスク交流センターに常駐し、年間約1万人のお客様を案内しています。また、会員の親睦や交流及び案内の際のスキルアップを目的とした勉強会や研修会を実施し、具体的には、歴史学・考古学・観光に詳しい専門家の講演会や、県内グスク等の文化財巡りや自然資源観察などの研修会を通して、今帰仁城跡にとどまらない新たな魅力の発掘を行っています。

年間を通して行われる会の活動は、今帰仁城跡の来訪者に高く評価されるとともに、新たな地域資源発掘の一助となり、地域興しに資する活動として注目を集めています。会の活動については、毎月「ミーティング」が実施され、今帰仁村城跡に訪れたお客様の反応や今後の課題について話し合われています。例えば城内で車いすでも見学が行えないかなどの課題についても精力的に取り組んでいます。

加えてこれまで実施してきた各種活動として、清掃活動、案内板の設置、杖の制作、傘の無料貸し出し、桜まつり開催時のさくら茶の無料提供などは、今帰仁城跡に新しい魅力を付加することに寄与しております。

③について、今泊区内には今帰仁城跡との関連の深い遺跡が存在しております。中でも今帰仁城跡のウガンを担当されていた阿応理屋恵ノロの屋敷である阿応理屋恵殿内（オーレウドゥン）は老朽化が著しく、今泊区からも改修の要望があがっております。今後、アカン墓も含め、今泊区と調整を図り、村指定文化財も含めて検討していきたいと考えております。指定された後には、復元整備も含めて検討していきたいと考えております。

次に梯梧荘の跡地について。平成22年11月1日に(株)ゆがふホールディングスと年間賃貸料4,600,000円で平成22年11月1日から平成27年3月31日までの賃貸借契約を締結しました。

契約締結後は埋蔵文化財の範囲確認のため、(株)ゆがふホールディングスからの試掘調査の依頼を受け、試掘を行った結果、敷地の約40パーセントが記録保存調査を行う必要のある遺跡範囲であることを報告しました。（平成22年11月）

その結果を受け、(株)ゆがふホールディングスよりコスト面・時期的な部分が読みづらくなったことから計画の変更、練り直しを行いたいとの申し出を受けました。（平成23年2月）

その最中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、(株)ゆがふホールディングスより観光部門に与えた影響が大きく、(株)ゆがふホールディングスの子会社である前田産業も大幅な減収減益となり、消費者の観光マインドも冷え込む状況となったため、梯梧荘でのリゾート施設としての運用が極めて難しく、当初計画した観光リゾートとしての活用は困難であり計画の練り直しと見直しをしないと報告を受けました。（平成23年4月）

その後、(株)ゆがふホールディングスとの計画変更及び施設の維持管理に対する協議を重ね、平成24年の夏までには計画変更を提案し、計画実行に着手したいとの報告を受けました。

そして(株)ゆがふホールディングスより計画変更の概要説明を受け、平成24年11月15日に再度、旧梯梧荘施設の管理運営業者選定委員会を開催し、事業計画変更を全会一致で可決しました。

当初計画では、最小限の投資から初め、複数のフェーズでの施設開発を検討していましたが、変更後の計画では一気に全体の開発を進める計画になっています。

現在は、(株)ゆがふホールディングスによる資金調達及び建築確認等の調整が進み次第、ホテル計画が進行すると想定されます。

2、与那嶺区との関わりについて。(株)ゆがふホールディングスに対する要望等は、村と協議して行うようにしています。

また、与那嶺区と(株)ゆがふホールディングスは両者間で同時に合意書を締結しています。

次に、村づくり事業の進捗状況について。

①村づくり交付金事業の進捗状況については、西部地区において、平成20年度より事業を実施しており、平成24年度までの事業費ベースで約65パーセントの執行率となっております。事業工期は平成25年度までとなっておりますが、まだ残り事業費があるため、事業工期を延長する予定となっております。

中部地区において、平成21年度より事業を実施しており、平成24年度までの事業費ベースで約71パーセントの執行率となっております。事業工期の平成26年度に完了する予定であります。

東部地区において、平成22年度より事業を実施しており、平成24年度までの事業費ベースで約41パーセントの執行率となっております。事業工期の平成27年度に完了する予定であります。

②の質問についてお答えいたします。村づくり交付金西部地区の集道3号は、総延長470メートルあり、平成23年度繰越事業として、起点から160メートルの区間が工事完了しております。未着手の区間においては、流末排水を既設側溝に処理する予定でありましたが、流末側で氾濫の危険性があります。その点を考慮した流末処理が必要とされるため、未着手区間において詳細設計を入れ検討した後に工事に着手していきたいと考えております。

次に仲尾次区の農道整備について。仲尾次農道上原2号線の整備については、平成24年7月23日付けで、仲尾次・与那嶺両区長名で、今帰仁村土地改良区理事長宛、農道上原2号線270メートルの農道整備の要請がありました。

その要請を受け、今帰仁村土地改良区では、現在仲尾次区で実施中のかんがい排水事業での簡易舗装を検討しました。そこで、同農道を舗装した場合、排水路整備や用地補償の予算の増額が必要になります。県へ事業費の増額要請を行いましたが、予算の確保が困難となりました。

同事業で実施するためには、同事業の別の工種からの流用しかありませんが、それには同地区組合員の同意が得られませんでした。

最終的に地区の運営委員会を開催し、同農道の整備をあきらめた次第であります。

今後、別事業での整備について検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 グスク跡整備事業についてはかなり進んでいると思って喜んでおります。

この整備計画を含めて、ボランティアガイド、この方々の活躍はもう本当に目覚ましいものがあると思っております。去年も今年も区長、委員とか、業者の皆さんの案内があったわけですけれども、ABCコースありましたよね、3コースぐらいありまして、私、去年は城内の勉強をしてきました。今年は孫を連れて今泊区内の勉強した結果、先ほどの阿応理屋恵ノロのあれがかなり老朽化しているというか、無防備な状態なわけですよ、かなり歴史的にもありますので、これをできるように村当局にぜひお願いしたいと思ひまして、一般質問したわけでありまして。

今後、復元整備も含めてやりたいということではありますけれども、その点について、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

今質問のありました、阿応理屋恵のこれはオーレウドゥンと言うんですけれどもね、今泊区の。これは

今泊区ではヌンドゥルーチ、仲尾次家なんですけど、その次に次いで豊年祭のときは拝むところでありまして、今泊区にとっては本当に由緒あるウガン所であります。

ただしここは残念ながら村の文化財に指定されてなくて、整備もできない状況であります。ただ、管理する側もですね、これ今泊区ではなくて、具志川家というところが管理しておりまして、整備するにしてもこの具志川家から承諾を得ないといけない状況であります。

その前にやはり文化財に指定しないと整備できない状況でありますので、文化財に指定されるかどうか、検討していかないといけないんですけど、その前に文化財保存調査委員会という委員会がございまして、そこに我々教育委員会から諮問して審議していただくわけでありましてけれども、その保存管理委員会からぜひ文化財に指定してほしいということ要望、諮問がありましたら、委員会としても村の指定文化財に指定していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 指定保存調査委員会というのは、いつ頃なされる予定ですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

現在、この委員は5名いらっしゃいます。去った2月にも委員会開いている状況でありますけど、なるべく早く4月か5月にもう一度委員会を開いて、文化財に指定されるよう一応要請していきたいなあと思っております。

ただし、この阿庇理屋恵が村全体含めてまだ文化財指定するところは多数ございます。一気に10も20も指定はできないものだと考えおりますので、必ずしもこのオーレウドゥンが指定されるという確約は現在のところできません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 そうであれば具志川家からの管理となっているということですので、この具志川家とも相談しながら、鍵も無い状態でしたよ、確か。だから大事なこの遺跡もかなり重要なものがありましたので、盗難に合う前にちょっと具志川家とも相談して、今泊区とも相談してできる方法はないのかどうか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 現在のところ管理面ですね、例えば施錠するとか、鍵を付けるとか、そういったのもまだ一応具志川家が管理している状況でできない状況でありますけど、早めに具志川家に相談して管理面ですね、施錠とかできるのか、早めに会って相談していきたいなと思っております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 梯梧荘の件ですけど、平成22年11月1日から27年3月31日まで賃貸契約を締結したということではありますが、これはある意味で与那嶺区を含めて早くやってほしいとあるわけですね。他に売買するんじゃないかという噂が聞こえたことがありますか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時34分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

他の業者に売買するというお話がありますかということではありますが、そういうことは全くございません。いま連携しながら着工に向けて進めているところであります。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 与那嶺区との関わりの中で、報告、説明をちゃんとされたのか、確認いたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時35分)

7番。

○ 7番 山内 聰君 両者間で独自に合意書を締結しているということですが、その中で例えば与那嶺区とも相談しながらやるという項目たぶんあるはずですよ。だからその中で、こういう話し合いの経過を報告したり、話し合いをしたという報告を与那嶺区にやったかどうか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

（株）ゆがふホールディングスに対する要望等は、村と与那嶺区と協議して要望するというふうに今うたわれておりますけれども、現在着工もしていない、稼働もしていない状況ですので、特段、（株）ゆがふホールディングスに要望した経緯はございません。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 私のちょっとあれが悪かったみたいですね。与那嶺区はある意味で清掃管理とかもある料金をもってやっているみたいですが、こういう面からももう早くやってほしいという声が上がっているんですよ、早く稼働してほしいという、そういう声は何も受けてないですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 特別早期に着工してほしいという直接の声は聞いてないんですけど、あのような状態で放置されておりますので、見た目にも人情的にも早期に着工してほしいというのは感じ取っております。

それから草刈り等については、与那嶺区と（株）ゆがふホールディングスとの直接の合意の下になされているというふうに受け取っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 3番目の点について伺います。西部地区においてはかなり進んでいて、中部地区もかなり進んでいると。東部地区はこれからですので、これからできると思いますけれども、頑張ってくださいと思います。

②の未着手区間において、詳細設計を入れて検討した後に工事に着手していきたいと考えているということですが、25年度中に完工できるか伺います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

集道3号についてですが、未着手区間において詳細設計を入れて検討した後となっていますが、25年度に終点側から一部着工をしていきたいと考えています。

この排水の問題が今ちょっとあるのは中間の地点ですので、そのところを再度見直して、また発注をかけていきたいと考えています。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 この排水の件も含めて25年度にできますか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 排水の件は早めに見直し設計を行って後から、早ければ25年度を着手していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 4点目の点についてお伺いします。別事業が土地、農家の畑かん事業の中で、彼らと合意のもとでできなくなったとかありますけど、別事業で整備の検討をしていきたいと思いますが、別事業とはどういうものですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

実はこの簡易舗装で計画はしていたんですけども、簡易舗装をしてしまう場合に、結構勾配もあって水を集めてしまうということで、排水路の整備も必要だということで今回そういう断念したような状況でございまして、その中で今行われております村づくり交付金の残事業調整の中に組み込めるかどうか、これは建設課の所管ですけども、そういうことでもあるし、これから出る新しい公共事業等々が提案されている中で、採択できるかどうか。それも含めて検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 与那嶺区、仲尾次区から両区長名で要請書が出されていますよね、その後も2回ほど出されているんですけども、1回目は排水なしで、2回目は排水付きで出されていると思うんですが、これはどうなっていますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時42分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

各地区から出ている要望、要請は総務課に出されているんですけども、いま確認したところ要請は出ているということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 私が言っているのは、1回目と2回目は違った要請が、排水込みの要請が2回目出ていると思うんですけど、これについてですよ。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

2回目の排水も整備してほしいという要請も出ております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 それに向けて精一杯頑張っていたきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 お諮りします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後2時44分)